

○津山工業高等専門学校広報委員会規程

平成 27 年 1 月 28 日
規 程 第 1 号

改正 平成 29 年 3 月 21 日規程第 25 号

(設置)

第 1 条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校における教育、研究、社会連携等に関する広報活動を一元管理し、円滑適正に広報戦略を行うため、津山工業高等専門学校広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広報の企画・立案に関すること。
- (2) 広報誌の編集及び発行に関すること。
- (3) 本校が実施する公開講座の広報に関すること。
- (4) 学生募集の広報に関すること。
- (5) 津山高専技術交流プラザの広報に関すること。
- (6) 報道機関への広報に関すること。
- (7) ホームページに関すること。
- (8) その他広報活動等に関すること。(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 専攻科長
- (3) 地域共同テクノセンター長
- (4) 総合情報センター長
- (5) 教務主事補のうちから 1 人
- (6) 各系から推薦された教員各 1 人
- (7) 事務部長

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号及び第 6 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は校長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長が、その職務を代行する。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課及び学生課の協力のもと学術・社会連携推進事務室において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日規定第25号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。